

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県総務部税務課

1 改正理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、規制・制度の見直しを行うこととしている。

また、デジタル社会形成基本法の令和5年の改正では、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない旨が追加された。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、千葉県県税条例施行規則に基づき自動車税証紙等取扱人が電磁的記録の保存又は作成をする方法について、新たな技術の活用を阻害しないようにするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、所要の改正を行う。

2 改正内容

自動車税証紙等取扱人が備え、保存しなければならない帳簿の作成については、一定の条件を満たせば、磁気ディスク等の媒体をもって調製する方法等によっても可能とされている。しかし、より広く対象となるようにするために、電磁的記録に係る記録媒体をもって調製する方法等であっても可能とするものとする。

3 施行期日

令和7年3月施行予定